

【仮称】第5期旭川市地域福祉計画・
旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画
骨子（案）

令和5年9月 旭川市・旭川市社会福祉協議会

はじめに（計画の趣旨）

『福祉』という言葉を聞くと、日常生活に支援が必要な人に対して提供される公的なサービスをイメージする方もいるかと思います。実際、旭川市には公的なサービスを提供する事業所や施設が多数あり、日々支援が行われています。

公的なサービスについては、高齢者や障害者など分野ごとの制度体系となっており、対象者や支援内容が明確に決まっています。これらの制度はもちろん今後も必要とされる一方、社会経済状況、個人の生活スタイルや価値観の変化に伴い、どの分野の制度にも当てはまらない困りごとや、複数の福祉分野にまたがる困りごと、またそれらの困りごとが重なり複雑化して周りに相談できず孤立してしまうような、公的なサービスだけでは解決が難しいケースが増えている現状にあります。






また、少子高齢化や人口減少が進行する中で、社会の多くの分野で担い手不足が深刻化しています。このことに対し、全ての人が必要な支援を受けながら、自分にできること・得意なことをいかして、就労や社会参加に係る各種活動を行い、みんなが活躍し地域で支えあいながら生き生きと暮らすことができる社会（**地域共生社会**）を国全体として目指しています。

このような多様な困りごとや全ての人が様々な活動に参加する際の妨げとなる課題（**地域生活課題**）を把握し、地域で連携・協力しながら解決を図ることが『**地域福祉**』であり、社会福祉法において、住民は地域福祉の推進に努める主体として位置付けられています。

また、令和4年4月に施行した「旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例（以下「条例」といいます。）」では、旭川市における地域共生社会の理念を定めるとともに、市の責務や基本施策のほか、旭川市社会福祉協議会、関係団体・地域活動団体・事業者そして市民が果たすよう努める役割等を規定しています。

これらの社会的背景や関係法令等を踏まえ、旭川市において、地域福祉を推進して地域共生社会を実現するために、私たち一人ひとりがそれぞれの立場で、どのように考え行動することが望まれるかについて、皆さんと一緒に共有したいと考えます。

地域福祉の推進に関わる個人や団体

<p>1 市民</p> 	<p>市内に住所を有する方、市内に居住する方又は市内に通勤し、若しくは通学する方</p>	<p>2 事業者</p> 	<p>市内で事業を営む個人又は法人その他の団体（3・4を除く）</p>
<p>3 地域活動団体</p> 	<p>町内会などの地域のまちづくりを行う団体（4を除く）</p>	<p>4 関係団体</p> 	<p>市内で社会福祉を目的とした事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体</p>
<p>5 旭川市社会福祉協議会</p> 			<p>6 旭川市（市）</p> 

地域福祉計画と地域福祉活動計画

1 地域福祉計画と地域福祉活動計画

(1) 地域福祉計画

社会福祉法第107条において市町村に策定の努力義務が課されている計画です。地域福祉の推進に関する事項を定めるものであり、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、健康増進その他の福祉に関し、共通し取り組むべき事項等を盛り込むこととなっています。

なお、地域が主体となって（地域と密接に連携して）行う取組について、当該取組を盛り込む各福祉分野の個別計画に対し、地域福祉計画は上位計画として位置付けられます。

※ 旭川市地域福祉計画における計画の位置付け

- 旭川市総合計画の個別計画として位置付けています。
- 福祉に関する各種計画のほか、福祉と関連のある分野のうち住居確保、自殺対策、地域防災、まちづくりなど地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野の個別計画との調和を図ります。

(2) 地域福祉活動計画について

社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体として規定される社会福祉協議会が中心となって策定する、地域福祉の推進を目指すための住民等の福祉活動計画です。

2 旭川市での両計画の策定経過

これまで、旭川市では地域福祉の理念を共有しつつ、地域福祉計画については平成16年以降4期に渡り、地域福祉活動計画については昭和60年以降6期に渡り、市と旭川市社会福祉協議会が別々に策定をしており、現行の第4期旭川市地域福祉計画及び旭川市社会福祉協議会第6期地域福祉活動計画（以下「現行計画」と言います。）は令和5年度で計画期間が満了となります。

今回策定する計画

1 概要

今回策定する計画は、条例において旭川市社会福祉協議会を「市との連携及び相互の協力の下、地域共生社会の実現に向けた施策の主たる担い手」として位置付けたこと、また地域福祉計画策定に関する国作成のガイドラインの内容を踏まえ、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的な計画として策定します。

策定過程において、市と旭川市社会福祉協議会が相互に意見交換をして双方が実施する取組の方向性を定めるとともに、地域福祉の推進に関わる個人や団体が意識すべきこと・それぞれの立場で行う活動等を包括的に盛り込む計画とします。

2 名称

骨子（案）策定段階においては、現行の両計画の名称を合わせた『【仮称】第5期旭川市地域福祉計画・旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画』（以下「本計画」と言います。）とし、以後の策定過程において正式名称を決定します。

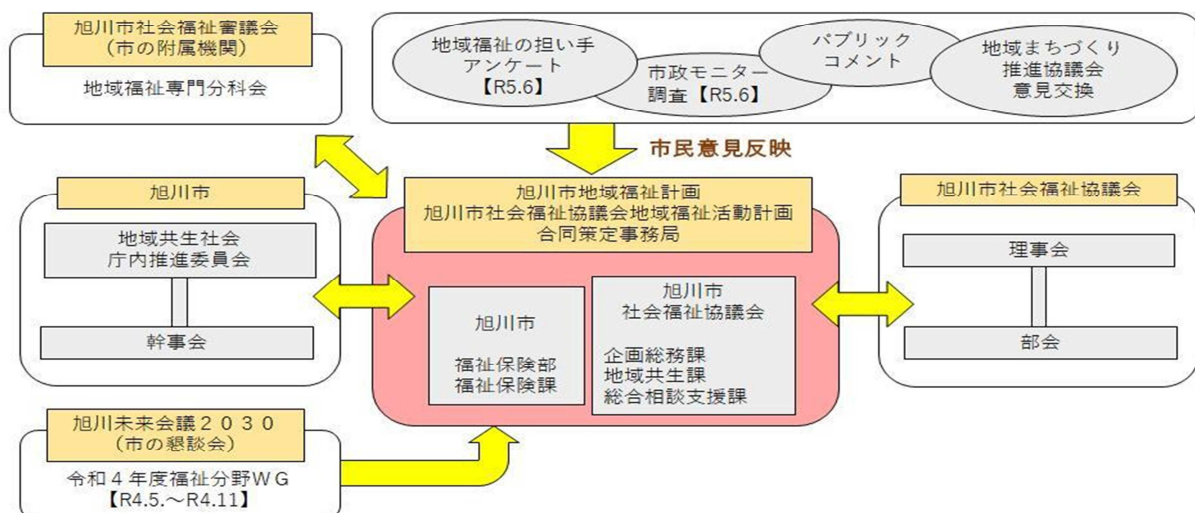
3 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6か年とします。

計画策定体制

本計画は下図に示す体制で策定します。

本計画は、地域福祉の推進の主体である地域に暮らす住民の意見の反映を旨としており、様々な形で意見を聴取した上で、市及び旭川市社会福祉協議会で構成する合同策定事務局で計画策定の各段階における原案を作成し、市及び旭川市社会福祉協議会内の会議体で調査・検討を行うとともに、市の附属機関である旭川市社会福祉審議会地域福祉専門分科会等において、幅広い分野の参加者から専門的・多角的な審議を行うことを基本とします。



市民意見の聴取と本計画骨子（案）の作成

これまでに次のとおり会議やアンケート調査によって、旭川市の地域福祉における現状と課題、解決に向けた方向性に関する協議及び意見の聴取を行ってきました。これらの内容と現行計画に基づくこれまでの取組や条例の内容を土台として、本計画の屋台骨であり大枠となる骨子（案）を作成しました。

1 令和4年度旭川未来会議2030（福祉分野WG）

福祉分野WGでは、学識経験者、福祉各分野に関する当事者団体や支援関係者、地域福祉の担い手及び公募参加者など総勢15名で構成される参加者により、本計画の策定に向け、旭川市における地域福祉の課題の整理及び解決に向けたアプローチ等について意見交換を重ねてきました。3回に渡る会議を経て、11月に協議の成果を「2030年の福祉分野のあるべき姿」として市長への報告を行っています。

2 地域福祉の担い手調査

令和5年6月5日から6月30日にかけて、地域福祉の主な担い手である民生委員児童委員760名及び地区社会福祉協議会255名【（活動休止中を除く）51地区×活動者5名】の合計1,015名に対して、アンケート調査を実施しました。

3 市政モニター調査（地域福祉に関する意識調査）

令和5年6月9日から6月23日にかけて、旭川市の市政モニターとして登録のある135名に対して、アンケート調査を実施しました。

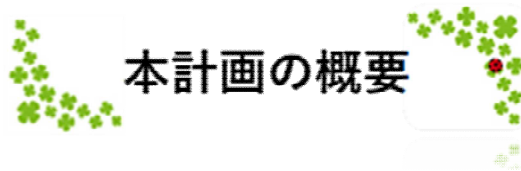
意見提出手続の実施と本計画策定スケジュール

～R4年度	旭川未来会議2030開催 各種会議体を経て本計画策定方針確定
R5.6月	地域福祉の担い手調査・市政モニター調査の実施
～	本計画骨子（案）を作成 →各種会議体で審議を経て本計画骨子（案）確定
9/20～10/20	本計画骨子（案）に対する意見提出手続の実施
R5.11月	提出意見に基づく所要の修正手続き後、本計画骨子確定
～	骨子に基づき計画（案）の作成（指標の設定等を含む） →計画（案）に関する各種会議体での審議
R6.3月	本計画確定

地域まちづくり推進協議会等との意見交換の実施

反映

本計画では、計画の構想段階（計画骨子）の段階で意見提出手続を実施し、計画の核心部分に関して広く意見を反映させることにより、全ての個人や団体と地域福祉の推進に向けた方向性を共有し、協働して地域共生社会の実現を目指します。



本計画の概要



基本理念

普段の暮らしの中で 誰もがその人らしく
しあわせに生きるための
あたたかいつながりが 育まれる地域

旭川未来会議2030（福祉分野WG）で提唱された
『2030年の旭川のあるべき姿』をもとに本計画で目指す姿を掲げます。

人それぞれ大切にしたいものやこと（幸せ・豊かさなど）に違いはありますが
みんながつながり・支え合うことで
それらを互いに実現することができるような地域を理想とします。

目指す地域像 1 個性や多様性を互いに受け止め、その人らしく暮らすことができる地域

○ 目指す地域像の設定に係る背景

地域福祉の推進は、全ての人々が「自分ごと」として地域に対して関心をもって向き合い、自分に可能な範囲で各種活動に関わりお互い協力して暮らすことが求められます【体系図～現状と課題①】







そこで大切なことは、地域との関わりや活動の在り方は一つではなく、個人や世代または地域によって異なるということです。このことに加え、それぞれ個性を持つ人々が、多様な価値観・考え方を持ちながら同じ地域に暮らしており、中には日常生活を送る上で何らかの福祉的な支援又は配慮を必要とする方がいることについて、全ての人々が十分に理解できていないものと考えています。これは、ともに活動し互いに支え合うことにとって障壁となるものであり、地域福祉の推進における根本的な課題であると言えます【体系図～現状と課題②】



また、全ての人々が円滑に地域に参加し、支え合いの活動を行うためには、個々の心身の状況に合わせた支援や配慮が受けられる環境が整っていることが必要であり、情報保障・意思疎通・権利擁護等の支援を充実させていくことも、地域福祉の推進にとって重要と言えます【体系図～現状と課題③】

さらに、地域に触れる機会が減少しており、特に子どもたちが身近な人と活動をともにする機会が減っていることが懸念されます【体系図～現状と課題④】。このことから、地域の幅広い声を取り入れた子どもが参加できる地域での活動や多世代交流等の場や地域福祉を学ぶ機会の拡充されることを促進していくことが大切です。

○ 地域福祉の推進に関わる個人や団体の役割

市民		<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の講座や地域でのイベント等に関心を向け参加します ○子どもと一緒に地域の活動に参加します
事業者		<ul style="list-style-type: none"> ○上記講座やイベントの活用や、市や旭川市社会福祉協議会が行う取組に対して可能な限り協力して、地域福祉や個性や多様性を尊重することの大切さに触れる機会の拡充に努めます ○地域の活動に当たっては、多世代の声を聞くように配慮するとともに、子どもが地域に触れる機会の創出を図ります
地域活動団体		
関係団体		
旭川市社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉、多様性の尊重及び情報収集や意思疎通に困難を伴う方の支援者を養成する各種講座やイベントを開催します ○地域の大人と関わる機会が少なくなっている子どもたちに対する地域福祉に関する周知啓発等の働きかけを行います
市		<ul style="list-style-type: none"> ○北海道社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業を含む簡易な金銭管理等を通じた権利擁護施策の検討・実施します ○「成年後見制度の利用の促進」や「再犯の防止等に関する施策の推進」を図ります

目指す地域像 2 一人ひとりが自分らしく活躍し、協力して課題解決を目指す地域

○ 目指す地域像の設定に係る背景

地域の支え合い活動の推進に当たっては、地域に暮らす全ての人が、自分にできること・得意なことを活かして、ともに地域を創るという視点が大切です。

つながりの希薄化や地域福祉活動の担い手の不足等がもたらすコミュニティーの衰退は、個人・家庭と公的機関の間の中間的解決機能の喪失を招き、自身や地域に問題が生じた時の安心・安全を脅かす可能性があります【体系図～現状と課題⑤・⑥】







また、一人の担い手が複数の活動を兼ねている現状を踏まえ、役割の再確認や整理等の最適化が求められます。

市では「地域情報共有プラットフォームアプリ」の運用による担い手の裾野の拡大や、民生委員児童委員の負担軽減を図るためのICT導入に係る事業を始めており、また、社会福祉法人等との協働の促進等を図ることで、更なる地域活動のサポートを行っていきます【体系図～現状と課題⑥・⑦】

アンケートで「身近な人への何らかの手伝いができる」と回答した人は多く、支援可能な主な項目としては、現在地域に不足するサービスとして挙げられる「安否確認・見守り」「話し相手」「除雪」という結果でした。このことについて、目指す地域像3でも記載する「地域まるごと支援員」による、地域における支え合いのコーディネートなどを含めた体制整備に係る取組を推進します【体系図～現状と課題⑧】



○ 地域福祉の推進に関わる個人や団体の役割

市民		<ul style="list-style-type: none"> ○近所の人と挨拶を交わすことを大切にします ○多世代の意見を尊重した多様な地域活動を行い、また積極的に参加します
事業者		<ul style="list-style-type: none"> ○近所付き合いや活動を通して発見した地域の課題の共有や課題解決に向けた話し合う機会を設けたり、話し合いに参加します
地域活動団体		<ul style="list-style-type: none"> ○課題解決に向けた取組に対して、それぞれの立場でできることを行い、地域での支え合いの取組を推進します
関係団体		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアへの参加 ・活動場所の提供 ・活動に必要な準備や作業への協力 ・支援が必要な方の就労体験や雇用の検討 など
旭川市社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの育成や地域活動に関する各種調整等の支援を行い、地域の支え合い活動の体制整備に努めます
市		<ul style="list-style-type: none"> ○ICTの活用を含む地域活動の推進や、活動の担い手の裾野の拡大・負担軽減を図ります

目指す地域像 3 誰一人取り残さず、困りごとに寄り添う地域

○ 目指す地域像の設定に係る背景

地域福祉の担い手に対するアンケート結果における、福祉の制度の狭間や複合化・複雑化した福祉的課題を抱える世帯の把握件数は約400件程度でしたが、市政モニター調査の結果も踏まえると潜在的にこれ以上の世帯があり、その件数は増加しているものと認識しています【体系図～現状と課題⑨】









旭川市では福祉の分野ごとに設置している各相談機関に加え「地域まるごと支援員」を令和4年度から配置して、当該世帯への支援を関係機関と連携して行っています。

これらの世帯は、抱えている福祉的課題の困難さから、早期の解決が難しい場合もあるので、各相談機関では対象者に寄り添い信頼関係を築きながら、中・長期的に継続して支援を行うアプローチも必要となります。

また、何らかの事情で困っているという声を上げられない、又は、自らは支援の必要性を感じていないケースについては、身近な町内会等が、困りごとを抱える世帯に気づけるような地域づくりが行われることが重要です【体系図～現状と課題⑩】

また、アンケート結果によると、福祉の相談に対して敷居の高さを感じている市民が一定程度いることから、地域において発見された上記のような「気になる世帯」の相談・情報提供が行われやすくするためにも、各相談機関における相談のしやすさに係る取組も必要であると言えます【体系図～現状と課題⑪】

○ 地域福祉の推進に関わる個人や団体の役割

市民		<ul style="list-style-type: none"> ○福祉の制度の狭間や複合化・複雑化した福祉的課題を抱えていることが疑われる「気になる世帯」を見つけたら、民生委員児童委員等の地域福祉の担い手や、市や旭川市社会福祉協議会が設置する相談機関（各制度の相談機関及び地域まるごと支援員）に相談や情報提供を行います ○対象者に関する支援計画等に基づき、可能な範囲で地域における見守り等の実施に協力します
事業者		
地域活動団体		
関係団体		
旭川市社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ○地域からの相談等に基づき必要性を考慮し支援に介入します ○地域や関係機関間の連携を強化するとともに、市民が気軽に相談できるような配慮を行います ○課題解決を図るとともに、対象者に寄り添い信頼関係を築きながら継続的に実施する支援を行います
市		

目指す地域像 4 みんなが健やかで安心・安全に暮らせる地域

○ 目指す地域像の設定に係る背景

住民一人ひとりが健やかであること、また地域において安心・安全が確保されていることは、地域福祉を推進し地域共生社会を実現する土台となる重要な要素です。









旭川市では、条例で「全ての市民が健康保持に努めること」を規定しており、自身の健康状態に応じ、可能な限り地域社会の活性化と地域福祉の推進に向け互いに協働することが求められています。また、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）の延伸を目標とする『健康日本21旭川計画』や、市民の健やかで幸せな生活（健幸）づくりに関する行動計画である『スマートウエルネスあさひかわプラン』を策定しており、これらに基づき、実効的な取組を今後地域で推進する必要があります【[体系図～現状と課題⑫](#)】

市民の安心・安全に関わる、除雪やゴミ出し・見守り等に係る支援については、市や市社協が要件を定め実施していますが、担い手不足等により、地域福祉の推進に関わる個人や団体との協働が求められています。このことから、目指す地域像2で掲げるように、これらの課題解決に向け話し合った上で、それぞれの立場でできることを行い、地域での支えあいを推進することが重要です【[体系図～現状と課題⑬](#)】

また、災害に対する地域防災の取組として、法で定める避難行動要支援者名簿を活用した個別避難計画の作成や、関係機関とともに災害時を想定した対応の整理や研修等が行われていますが、全市民的な広まりを見せていない状況です。地域福祉の推進に関わる個人や団体においては、以下に掲げる役割を果たすとともに、災害に備えた対策を課題の一つとして捉え、地域で考え必要な取組を実践することは、平時における地域の繋がりを育む非常に有益な活動であり、このような取組を推進していきます【[体系図～現状と課題⑭](#)】

○ 地域福祉の推進に関わる個人や団体の役割

市民		<ul style="list-style-type: none"> ○自分や家族の心身の健康保持・増進に努めます ○災害リスクの把握・家庭内備蓄・マイタイムラインの作成等
事業者		<ul style="list-style-type: none"> ○従業員の心身の健康保持・増進に資する職場環境づくりを行います ○事業者内備蓄、住民の避難支援等
地域活動団体		<ul style="list-style-type: none"> ○健幸づくりや介護予防に関わる取組を自主的に実施します ○避難行動要支援者等の避難支援等
関係団体		<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動団体の自主的活動の支援等を行います
旭川市社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリーやユニバーサルデザインの視点で各種事業を実施する
市		<ul style="list-style-type: none"> ○地域の安心・安全に関する支援（除雪・ごみ収集・見守り、災害時に備えた取組等）を実施する

旭川市の地域福祉に関する現状と課題、解決に向けた方向性

これまでの取組や条例の趣旨
市民意見の聴取を踏まえた整理

第4期旭川市地域福祉計画
旭川市社会福祉協議会第6期地域福祉活動計画
(平成31年度から令和5年度まで)

【仮称】第5期旭川市地域福祉計画
旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画
(令和6年度から令和11年度まで)

基本理念

お互いさまの心がつむぐ

温かな絆で結ばれた

笑顔あふれる地域社会づくり

基本理念

普段の暮らしの中であたか誰かがその人がらしく育まれる地域に生きるための

基本目標1	みんなで支え合う地域福祉の推進
指標	【旭川市民アンケート(※)】身近な地域の住民がお互いに助け合いながら暮らしていると「(少し)感じている」市民の割合 基準値(H29年度) 40.8% 目標値 50.0%以上
実績	H31(R元)年度 42.9% R3年度 41.7%

※ 隔年実施

基本目標2	くらしを支える地域福祉施策の推進
指標	【旭川市民アンケート】悩みや不安を感じたときの相談機会が「(まあ)充実している」と感じている市民の割合 基準値(H29年度) 26.3% 目標値 34.0%以上
実績	H31(R元)年度 24.9% R3年度 21.6%

基本目標3	いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進
指標	【旭川市民アンケート】地域の総合的な快適性について「(まあ)よい」と感じている市民の割合 基準値(H29年度) 38.8% 目標値 44.4%以上
実績	H31(R元)年度 39.4% R3年度 38.5%

現状と課題	
①	地域福祉や活動に関する情報が少なく、自分にできることが不明瞭である
②	地域との関わり等について、個人や世代間での相互理解が不十分
③	個々の状況に応じた適切な支援や配慮を受け、その人らしく暮らせる環境が必要である
④	(特に子どもについて)地域に触れる機会が減少している
⑤	つながりの希薄化やコロナ禍で活動の停滞が見られる
⑥	現在の地域活動の担い手について、高齢化・固定化・負担感の増が懸念されており、担い手不足が課題となっている
⑦	地縁組織の役割の兼務者が多く・組織の役割重複を指摘する声も聞かれる
⑧	地域の課題に対する支え合いの体制が不十分である
⑨	隣近所との交流がないと困っている人がいても気付けないし、気に掛けられない
⑩	制度の狭間／複雑化・複合化した福祉的課題を抱える世帯の増加している
⑪	困りごとの相談について、市民が敷居の高さを感じている傾向が見られる
⑫	自身の健康状態等に応じ、可能な限り地域社会の活性化と地域福祉の推進に向け協働することが求められる
⑬	公的サービスだけでは対応が難しい、日常的な安心・安全に係る課題がある
⑭	災害に対する地域防災の取組の実施が局所的である

解決に向けた方向性	
①	地域福祉の講座等の開催・関心を持ち参加し、身近で自分にできることを考えてみる
②	多様な価値観や考えを持つ人・日常的に支援を必要とする人が地域で暮らしていることを理解して尊重する
③	円滑な地域での社会参加のため、情報保障・意思疎通・権利擁護の支援者の拡充を図る
④	多世代の声を取り入れるとともに、子どもが地域で活動する機会を増やす
⑤	地域での気持ちの良い挨拶を心掛ける
⑥	社会福祉法人等との協働やICTの活用により、担い手の負担軽減や裾野の拡大、地域活動のサポートを図る
⑦	地縁組織の役割の再確認・分担の在り方等を検討し既存資源の最適化を図る
⑧	地域活動や支援を要する人・提供する人に関するコーディネート等を充実させる
⑨	町内会等による身近な困りごとの気づきや、緩やかに見守ることができる地域づくりを推進する
⑩	地域まるごと支援員と支援関係機関の連携による柔軟な対応を実施する 対象者に寄り添い信頼関係を築き、継続的にアプローチすることを心掛ける
⑪	各相談機関で相談のしやすさ等に配慮した取組を検討する
⑫	条例やスマートウエルネスあさひかわプランに基づく地域での健幸づくりの取組を促進する
⑬	除雪・ゴミ出し・見守りなど市や市社協の事業と地域での支え合い活動の両輪で、地域での安心・安全を確保する
⑭	地域防災活動の好事例の周知、活動に対する然るべきサポートにより、取組の普及を図る

目指す地域像	基本的な考え方	それぞれの役割	市民	事業者	地域活動団体	関係団体	市社協	市
1	個性や多様性を互いに受け止め、その人らしく暮らすことができる地域	(1) 地域福祉や多様性について学び、互いに配慮し合う (2) 一人ひとりの権利が守られるとともに、犯罪のない地域をつくる	〇地域福祉に関心を向け講座等への参加 〇子どもと一緒に地域の活動への参加	〇講座等を活用し、市民の参加機会の拡充に協力 〇地域活動の検討に当たり、多世代の声を聞くように努める 〇子どもが地域に触れる機会の創出			〇地域福祉の講座開催や情報保障等に係る支援者養成等の実施 〇各種権利擁護に係る取組の推進	
2	一人ひとりが自分らしく活躍し、協力して課題解決を目指す地域	(1) 多様なつながりを育む (2) 地域における福祉の担い手を確保する (3) 支える側・支えられる側を超えて地域で活躍する	〇隣近所や地域で挨拶を交わす 〇多世代の声を尊重した多様な地域活動の実施及び参加 〇地域の課題共有や解決に向けた話し合いの場の開催・参加 〇上記課題解決に向けた取組を、それぞれの立場で可能な範囲で実施				〇ボランティアの育成や地域活動の各種調整等の地域の支え合い活動の体制整備 〇ICTの活用等による地域活動の推進や、活動の担い手の裾野の拡大・負担軽減	
3	誰一人取り残さず、困りごとに寄り添う地域	(1) 困っている人の把握や相談支援に係る体制等を充実させる (2) 生活困窮者に対する自立支援の方策の推進 (3) 重層的支援体制整備事業の計画的実施	〇福祉制度の狭間や複雑化・複合化した福祉的課題を抱えていることが疑われる「気になる世帯」を発見した場合の相談や情報提供 〇可能な範囲で、地域における見守り等の協力				〇地域からの上記相談に基づく関係機関との連携した支援 〇生活困窮者支援や地域まるごと支援員を含む包括的支援体制の推進	
4	みんなが健康で安心・安全に暮らせる地域	(1) 個々の状況に応じた心身の健康保持・増進に努める (2) 日常生活に関する安心・安全な地域づくり (3) 災害時に備えた取組の推進	〇自分や家族の健康保持・増進 〇災害への備え(災害リスクの把握等)	〇従業員の健康保持・増進に係る環境整備 〇災害への備え(事業者内備蓄等)	〇健幸づくりや介護予防の取組 〇避難行動要支援者等の避難支援等	〇地域活動団体の自主的活動の支援等の実施	〇バリアフリーやユニバーサルデザインの視点で各種事業を推進 〇地域の安心・安全に関する支援	